

## 反社会的勢力の排除に関する覚書

(甲 控え)

株式会社ホームプランニング (以下甲という) と (以下、乙という) は、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」および各都道府県の「暴力団排除条例」を踏まえて、次の通り覚書を締結する。

第1条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 乙の代表者、取締役、責任者および実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者 (以下「反社会的勢力」という。) であること。
- (2) 乙の経営に反社会的勢力が実質的に関与していること。
- (3) 乙が反社会的勢力を利用していること。
- (4) 乙が反社会的勢力に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与し、または反社会的勢力から資金等を提供され、もしくは便宜を供与されるなどの関与をしていること。
- (5) 乙が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

第2条 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 甲の名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

第3条 乙は、反社会的勢力による不当要求行為または工事妨害 (以下「不当介入」という。) を受けた場合、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の注文者への報告に必要な協力を行うものとする。

第4条 乙は、乙の関係会社または委託先等にも第1条から第3条を遵守させるように努めるものとする。

第5条 乙が第1条から第3条に違反していると甲が合理的に判断する場合には、甲は、乙に対して催告なく、すべての取引を解除することができる。

第6条 甲が前項により甲乙間で締結したすべての取引を解除した場合には、甲は乙に対し、当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を請求できるものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

西暦 年 月 日

(甲)

東京都八王子市谷野町739-1

株式会社ホームプランニング

代表取締役 鳥居佳人 印

(乙)

印

## 反社会的勢力の排除に関する覚書

(乙 控え)

株式会社ホームプランニング（以下甲という）と（以下、乙という）は、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」および各都道府県の「暴力団排除条例」を踏まえて、次の通り覚書を締結する。

第1条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 乙の代表者、取締役、責任者および実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であること。
- (2) 乙の経営に反社会的勢力が実質的に関与していること。
- (3) 乙が反社会的勢力を利用していること。
- (4) 乙が反社会的勢力に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与し、または反社会的勢力から資金等を提供され、もしくは便宜を供与されるなどの関与をしていること。
- (5) 乙が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

第2条 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 甲の名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

第3条 乙は、反社会的勢力による不当要求行為または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の注文者への報告に必要な協力を行うものとする。

第4条 乙は、乙の関係会社または委託先等にも第1条から第3条を遵守させるように努めるものとする。

第5条 乙が第1条から第3条に違反していると甲が合理的に判断する場合には、甲は、乙に対して催告なく、すべての取引を解除することができる。

第6条 甲が前項により甲乙間で締結したすべての取引を解除した場合には、甲は乙に対し、当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を請求できるものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

西暦 年 月 日

(甲)

東京都八王子市谷野町739-1

株式会社ホームプランニング

代表取締役 鳥居佳人 印

(乙)

印